

## 第 16 回東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

日 時：令和 6 年 6 月 3 日(月) 13：30～15：30

場 所：日野町役場庁舎 3 階 301・302 会議室

本協議会は、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、東近江圏域（近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を、総合的かつ一体的に推進するための協議を行う場として設置しています。

### 【主な議事】

- (1) 協議会規約の改正について了承された。（改正事項：組織改編により、砂防課が流域政策局砂防室に変更となったことに伴う修正等）
- (2) 令和5年度の実績報告
  - アドバイザーより、避難確保計画の作成対象とする要配慮者利用施設について、市町において、施設ごとのリスクに応じた基準の整理を検討しても良い時期ではないかとの意見があった。今後、各市町、国、県においてこういった考え方を踏まえた施設への支援を検討することとなった。
  - 各市町および県土木事務所で、互いの動きを盛り込んだ多機関連携型タイムラインを作成および運用した後、見つかった課題を出水期後に共有し、年度末の担当者会議で今後の対応を整理することとなった。
- (3) 【情報提供】
  - ① 令和5年大雨時の各市町対応状況について（滋賀県流域政策局）
    - 市町が発令する警戒体制の名前が、定義が同じでも市町によって異なる状況を変えられないかという意見が出たため、事務局で検討することとなった。
  - ② 豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果について（滋賀県流域政策局）
    - 回答者の個別事情（寝たきりの家族がいる、水平避難の必要性がない場所に住んでいる等）がアンケートに反映されるよう、今後のアンケートの手法について、事務局で検討することとなった。
  - ③ 防災気象情報の改善（気象庁彦根地方气象台）
    - 線状降水帯の予測精度向上に向けた取組（令和6年5月から線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んだ運用をすること）に関する情報提供があった。
    - 令和6年出水期から、降水量や風速等を幅のない表現に変更することについて、情報提供があった。

## 【議事内容】

### 1. 会長代理の滋賀県 流域政策局 辻局長の挨拶

近年、気候変動により災害が激甚化、頻発化しており、昨年度も全国各地で豪雨災害が発生しました。幸い、東近江圏域では大きな災害はありませんでしたが、2点気づきがありました。

1点目が、出水期前でも豪雨災害がみられたことです。昨年6月には台風2号および梅雨前線が、高知県から静岡県にかけて大雨をもたらしました。出水期は、滋賀県では6月16日からという認識がありましたが、それ以前でも豪雨災害が発生するという事を感じ、改めて衝撃を受けたところです。平時の備えについて再考する機会であると考えております。

2点目が、多賀町で昨年8月25日に記録的短時間大雨情報が発令され、国道306号で土砂崩れが発生し、孤立集落が発生したことです。

本協議会の取組方針では、どのような洪水からも命を守ることを最優先とし、自助と共助が最大限発揮されるよう、自ら行動し、地域の防災力を高め、社会経済被害を最小化するための取組を実施することにより、水害・土砂災害に強い地域を目指すことを目標としております。委員の皆様方に取組を進めていただいているところでございます。

本日は、市、町、国、県の行政組織に加えまして、学識者の方も出席をいただいております。水害・土砂災害の防止について皆様と一緒に考え、今後の取組につなげてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 2. 質疑応答・意見交換

### (2)【報告事項】令和5年度の取組報告

- (多々納教授) 要配慮者利用施設について、リスクの程度にかかわらず一律に避難確保計画の作成対象とされている現状があり、指定すべき施設かどうかについて、実情と齟齬があると思われます。入所型の施設と比較すると通所施設のプライオリティは低いといえます。危険な場所にある施設の利用者が被災されるかどうかという観点で、施設がどこまでリスクに応じた対策ができていますか整理すると実効的だと考えます。そのような視点を取り入れて対象施設を整理し直しても良い時期だと思います。その上で特に難しい状況にある通所型の施設への支援を検討していくと良いと考えます。そういった特殊事情がないのであれば、対象から除外した方が良いです。実際に注力すべき施設の把握が散漫にならないよう注意することが必要だと思います。
  - ⇒ (流域政策局) 近江八幡市では、特に避難確保計画の作成が必要と考える施設を抽出し、その上で今後比較的低リスクの低い施設も追加すべきかどうかを整理していくと報告をいただきました。通所施設等についてどのように整理されていますか。
  - ⇒ (近江八幡市) 一部通所施設も入っていますが、診療所やベッドがない施設は基本的に除外しています。浸水深が0.5m以上の施設を対象としています。土地の嵩上げがされていて、浸水の心配がない場所にある施設は除外しています。
- (多々納教授) 参考資料4で特に災害リスクの高い要配慮者利用施設について県でまとめていますが、該当する施設において、実際に宿泊している方がどの程度占めているのか、どのような懸念点があるかを教えていただきたいです。
- (事務局) 東近江市では、対象施設が2箇所あり、うち1施設は施設区分の見直しの最中で、うち1施設は実質的には廃止されていて、市へ廃止届が提出されていない状況と伺っています。竜王町では対象施設が5箇所あり、デイサービス系の施設が多いです。地域防災計画ではどのように整理されていますか。
  - ⇒ (竜王町) 県の地先の安全度マップ、浸水想定区域で浸水深0.5m以上が想定される施設については、入院施設のない病院や通所施設についても対象施設として整理しています。水流があれば要配慮者の場合は危険性があるため浸水深0.5m以上は全ての施設において指定していますが、通所施設についてどう扱うか今後検討したいです。
- (多々納教授) 通所施設であっても、施設にいる間は自力での避難が難しい場合が考えられます。避難確保計画を作成すべき施設の中で、優先順位を付けて支援が進むと良いと思います。
- (琵琶湖河川事務所) 多機関連携型タイムラインについて、各市町が未作成となっていますが、市町をまたいで市町間や県とで連携する機会があると思います。有事の際にどのように連携するのかといった考えを段階的に今年度、来年度に整理できれば良いと思います。
- (東近江土木事務所) 河川は複数の市町を貫流することから、連携することは非常に重要だと思います。問題となるのは大河川が氾濫したときにどのように動くのかということです。県のタイムラインをベースとして各市町に上手く連携できる方法を提案したいです。
- (流域政策局) 東近江市土木事務所で作成している防災タイムラインを各市町にお渡しし、まず今年度の梅雨の時期で使用していただき、そこで気づいた点を具体化していくことが重

要であると思います。

⇒（東近江土木事務所）現在の防災タイムラインを各市町へ提示します。

- （多々納教授）今年の事象をタイムラインに入れておくといいと思います。来年の出水期前のタイミングで、困った点など意見を出していただけると圏域全体で使えるものになるのではないかと思います。互いに何をするのか分かっていることが重要です。

⇒（流域政策局）先日開催された県の水防協議会でも同じような意見が出ました。まずは互いの動きを盛り込んだタイムラインを運用して、その結果見つけた課題を出水期後に共有し、年度末の担当者会議で今後の対応を整理できるのが理想です。来年の圏域協議会ではさらに一歩進んだタイムラインに改善できると良いと思います。

- （東近江市）平成25年台風18号時には、家屋の床下・床上浸水の被害が生じました。平成2年には、永源寺ダムがアラームなしに放流をし、能登川地区の工場で水死者が1人出たことがあります。当時、農水サイドは治水に関する安全配慮はあまりなかったと思います。今は農政部局と土木部局が連携して被害が出ないようにしていますが、愛知川については今も問題が残っています。愛知川の南側は東近江土木事務所圏域、北側は湖東土木事務所圏域となっています。また、県や市町ごとにアラームの出し方も違います。彦根市では土砂災害警報が全市民に発令されることや、市民全員を収容できる避難所がないという問題を抱えています。タイムラインや国の制度は災害対応の基本ですが、その時々で臨機応変に対応し、職員が自治会単位で連絡し、避難誘導を行っているのが実情です。

- （日野町）行政として、早めに避難指示等を出したいところではありますが、誤報となることも避けたいです。避難指示等の判断材料は、現場にいる肌感覚と累積雨量等の客観的なデータです。累積雨量は重要な根拠となっています。タイムラインの共有に関しては、最終的に使用するか否かは自治体の判断ですが、周りの地域がどういう手順・根拠で実施しようとしているかの情報として共有していただきたいです。

⇒（事務局）東近江土木事務所のタイムラインの内容を確認、必要であれば修正し、事務局から各市町宛て送付します。

### （3）その他情報提供

#### ①令和5年大雨時の各市町対応状況について

- （日野町）体制の名前が、定義が同じでも市町によって異なるため、統一していただきたいです。

⇒（事務局）検討します。

- ⇒（防災危機管理局）体制の名前については、市町の地域防災計画で定められております。それを統一することは市町の計画を変更する必要があります。また、統一できるかの返答については今判断することはできません。

- ⇒（流域政策局）市町によって体制の名前の表現が違うこと、避難指示の発令タイミングが違うことが分かったので、今日のご指摘は持ち帰り、県の防災計画でもどう活かしていけるのか検討いたします。また、このような場面でも情報共有をさせていただきます。

⇒持ち帰り後の回答（防災危機管理局）避難指示の発令タイミングについては、各市町が行われるものです。そのため高齢者等避難（レベル3）や避難指示（レベル4）の発令基準があったとしても、発令のタイミングについては市町で最終判断いただければと思います。

- 各市町の災害リスクは地域の実情によって異なっております。そのため、体制の名前の統一



については市町の実情に即さないことから体制名の統一については困難と考えます。県防災計画で名称の統一をすることについても同理由で困難です。

- (多々納教授) 昨年度、滋賀県内の市町では、高齢者等避難は発令されていますが、避難指示の発令はほとんどありません。高齢者等避難と避難指示の間の避難情報がないのは、現場として大変だという声があることは重要です。

## ②豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果について

- (多々納教授) アンケート結果から、東近江圏域の皆様は災害意識が高い傾向があると思います。それだけリスクを身近に感じているというデータが出ているのではないのでしょうか。ただ、避難が得意かという点と他の地域とあまり差はないように見受けられます。避難指示発令までに累計で50%程度の方が実際に避難すると回答していますが、実際は数世帯しか避難しないことが予測されます。アンケートでは、寝たきりの祖父がいる、高い場所に家があるので避難の必要性がない等の事情を考慮せず、避難した方が良いと回答している方がおられると考えられます。実際に避難するにはどのようなことが必要かといった内容のアンケートは検討すべきだと考えます。

## ③防災気象情報の改善について

- 防災気象情報の改善(線状降水帯の予測精度向上に向けた取組、気象情報の量的予想を幅のない表現に変更)について、気象庁彦根地方气象台より情報提供がありました。

## 協議会全体における質疑応答・意見交換

- (琵琶湖河川事務所) 琵琶湖の水位が高いと流入する河川の洪水リスクが高くなります。毎年、(出水期開始の)6月16日を目指し琵琶湖の水位を-20cmまで低下させる操作を行っていますが、まとまった降雨の影響もあり、先週初めの時点で琵琶湖の水位が+1cmとなっています。降雨の影響により水位が+23cmまで上昇したため、先週2日間ほど瀬田川洗堰からの全開放流を行い、その後順調に水位が低下していき、現在+1cmとなっています。6月16日まであと2週間足らずのため、少し急速なペースで水位を低下させる予定です。様々なことを考慮しながら瀬田川洗堰の操作を行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
  - (東近江市) 人的被害がないと土砂災害という位置付けになりませんが、愛知川の上流で頻繁に土砂崩れが発生しています。例えば、令和5年8月15日大雨では時間雨量100mmを記録したため、多くの土砂崩れが発生しました。かつて、愛知川は琵琶湖の鮎が遡上して大きな鮎がたくさん獲れたような河川でしたが、瀬切れが発生することや、放流水や土砂崩れの影響により泥水が流れてきて、鮎が成長しません。人命が最優先であることは間違いありませんが、清流を供給しないと琵琶湖の水もきれいになりません。かつては大雨の後、2、3日程度で元の状態に戻っていましたが、最近は元の状態に戻るのに1、2か月かかります。源流を守ることは下流や琵琶湖を守ることにつながるため、源流での土砂崩れ対策を行っていく必要があります。
- ⇒ (東近江土木事務所) 関係機関と連携し、できる対策を進めたいです。

以上